

○南会津町会津田島祇園公園条例

平成18年 3 月20日

条例第155号

(設置)

第1条 農山村地域住民の活性化を目指し、自然環境を活用した住民の健康の増進と憩いの場及び観光の用に供するため、会津田島祇園公園を設置する。

(名称及び位置)

第2条 会津田島祇園公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 南会津町会津田島祇園公園

位置 南会津町田島字宮本1番地1

(指定管理者による管理)

第3条 南会津町会津田島祇園公園（以下「祇園公園」という。）の管理は、南会津町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年南会津町条例第53号）の規定により、法人その他の団体であつて町が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第4条 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 祇園公園の利用の許可に関する業務
- (2) 祇園公園の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が別に定める業務

第5条 削除

(行為の制限)

第6条 祇園公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、町長又は指定管理者の許可を受けなければならない。なお、許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 物品を販売し、又は頒布すること。

- (2) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
 - (3) 業として写真又は映画等を撮影すること。
 - (4) 町長又は指定管理者が管理運営上、特に必要と認める行為
- 2 指定管理者は、前項各号に掲げる行為が公衆の祇園公園の利用に支障がないと認められる場合でなければ、同項の許可をしてはならない。
- 3 指定管理者は、第1項の許可に祇園公園の管理上必要な範囲内で、条件を付することができる。
- (行為の禁止)

第7条 祇園公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、前条第1項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 祇園公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 植物を採取すること。
- (3) 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- (4) はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。
- (5) 指定された立入禁止区域内に立ち入ること。
- (6) 祇園公園をその用途外に使用すること。

(利用料金)

第8条 祇園公園の利用料金は、無料とする。

(原状回復の義務)

第9条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。

- 2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、町長又は指定管理者において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第10条 利用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の田島町あじさい緑地広場条例（昭和63年田島町条例第9号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和7年条例第23号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。